

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
大法廷判決昭和二四年	大法廷判決、昭和二四年	1	13
昭和二四年（れ）第八二九号、昭和二五年	昭和二四年（れ）第八二九号昭和二五年	1	14
認定したことを以つて、所論のような	認定したことを以つて所論のような	1	16
第二の窃盗について、Aと共謀した	第二の窃盗についてAと共謀した	1	19
証拠の判断事実の認定を	証拠の判断、事実の認定を	1	21
過ぎないから、採用に値しない。	過ぎないから採用に値しない。	1	22
被告人に対して、刑の執行猶予の	被告人に対して刑の執行猶予の	1	24
旧刑訴四四六条に従い、主文のとおり判決する。	旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。	2	2
差し支えにつき	差し支につき	2	23